



様式第十三号の二（第十条の十四関係）

許可番号 02651002613

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優
良

住所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号

氏名 エコシステムジャパン株式会社
代表取締役 増山 仁志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊



許可の年月日

平成26年10月3日

許可の有効年月日

令和3年7月25日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①汚泥 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン又はチオベンゾールを含むことにより有害なものに限る。)
 - ②廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことにより有害なものに限る。)
 - ③廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことにより有害なものに限る。)
 - ④廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことにより有害なものに限る。)
 - ⑤廃PCB等 (微量PCB汚染絶縁油又は低濃度PCB含有廃油に限る。)
 - ⑥PCB汚染物 (微量PCB汚染物又は低濃度PCB含有汚染物に限る。)
- 以上6種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成6年7月26日：当初許可
- 平成11年3月15日：変更許可 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：①④、②③の限定の変更)
- 平成11年7月26日：更新許可
- 平成16年8月4日：更新許可
- 平成21年8月21日：更新許可
- 平成26年8月15日：更新許可 (優良基準適合)
- 平成26年10月3日：変更許可 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：⑤⑥)
- 令和3年5月17日：代表者の変更に伴う許可証の書換え

5. 積替え許可の有無 有・

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 ・無